

患者さんの権利に関する宣言

すべての患者さんは個人として人格を尊重され、医療の中心は患者さんである、という理念のもとに最善の医療を受ける権利をもっています。「患者さん中心の医療」を実践するために、患者さんには次の権利があることを宣言します。

1. 平等に医療を受ける権利

患者さんは、社会的地位、民族、国籍、宗教、信条、性、障害の有無などに関わらず、最善の医療を平等に受ける権利があります。

2. 十分な説明と情報を得る権利

患者さんは、わかりやすい言葉や方法で、十分理解し納得できるまで医療に関する説明や情報の提供を受ける権利があります。

3. 自己決定する権利

患者さんは、提供された情報と医療従事者の説明をよく聞き理解したうえで、自分の意志で検査や治療などの医療を受けるか受けないかを決める権利があります。別の医療機関の意見を聞きたい場合は、検査結果の提供を受けたり、紹介状の発行をしてもらうことができます。

4. 自分の受けた医療について知る権利

患者さんは、自分が受けた医療について知る権利があります。そのために、十分な説明を受けることができます。必要な場合には、診療記録の開示などを受けることもできます。

5. 個人情報を守られる権利

患者さんは、診療過程における個人情報を保護され、プライバシーを侵害されない権利があります。

6. 臨床研究に対象として参加するかどうかを自由に決める権利

患者さんは、臨床研究(患者さん自身を対象とした医学研究や開発途上にある治療の実施)に、その目的、方法、危険性などについて、十分に説明を受け理解した上で、研究対象として参加するかどうかを自由に決める権利があります。

以上のような権利を実現するためには、患者さんは自らの権利を自覚するとともに、納得できるまで質問することが大切です。また、医療従事者による医療提供や他の患者さんへの治療に支障を与えないようにする必要があります。